

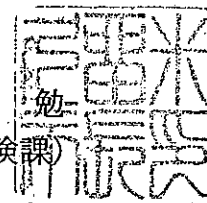


諮 問 書

1 健保第5233号
令和2年1月28日

久留米市国民健康保険運営協議会
会長 松岡 保治 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)



令和2年度久留米市国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問いたします。

記

・諮問事項

- 1 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行どおりに据え置くものとする。
- 2 賦課限度額については、国の基準とする。

参 考

令和2年度税制改正大綱（令和元年12月20日閣議決定）により、賦課限度額【医療給付費分（基礎賦課分）が2万円、介護納付金分が1万円】が合計3万円引き上げられたことに伴い、

【令和2年度】

- 1 医療給付費分（基礎賦課分）
「610,000円」を「630,000円」に改定
- 2 後期高齢者支援金等分
現行どおり「190,000円」とする
- 3 介護納付金分
「160,000円」を「170,000円」に改定

賦課限度額総額

現行 96万円 → 改定 99万円